

# 「ストップ！会社の労務トラブル」

## ～経営者・管理職が知っておきたい労務管理～

労働問題の増加に伴い、ここ10年程度を見ても、平成13年に個別労働関係紛争解決促進法が施行され、労働基準法は平成16年、平成22年に改正施行されました。その他にも労働審判の創設や労働契約法も施行され、労働関係法規が頻繁に改正されている状況です。これに対して、企業側の実務対応が出来ていないケースが多いのが実態です。

労務のトラブルは一度起きてしまうと、会社に金銭的なダメージを与えたり、経営者に精神的なダメージを与えるほか、会社の雰囲気も悪くしてしまい、周りの社員にも悪い影響を及ぼします。

この労務トラブルを事前に防ぐためには、どのような手を打っておく必要があるのか、経営者、管理職向けに労務管理のポイントを解説します。

1. 日 時 平成24年6月15日（金）午後2時00分～4時00分（受付1:45）  
セミナー終了後、質疑応答を予定

2. 会 場 新宿パークタワーN棟30階会議室（Regusフロア内）新宿区西新宿3-7-1  
\*都営大江戸線「都庁前駅」A4出口徒歩約8分、京王新線「初台駅」徒歩約6分  
JR「新宿駅」南口徒歩約12分

3. 講 師 特定社会保険労務士・鈴木社会保険労務士事務所代表 鈴木 早苗

1961年大阪府生まれ。1982年私立聖母女学院短期大学（大阪）卒業後、株式会社ダイエー東京本社を経て、理美容業の会社（社員2000名）、プラスチック容器等各種包装資材製造業の会社（社員130名）に社長秘書として勤務。2001年社会保険労務士資格取得。2003年横浜で鈴木社会保険労務士事務所開業。2009年現在地に事務所移転。現在、人事労務管理に特化して中・小規模企業の労務管理相談・指導、就業規則作成、人事制度（賃金・退職金制度の見直し業務等）構築に従事。

#### 4. セミナー受講の効果

- ◇ 辞めた社員が労基署に駆け込み、高額な未払い残業代を請求された！
- ◇ 解雇した社員が「解雇は不当だ」と争いを起こした！
- ◇ うつ病になった社員の家族から、「長時間労働のせいだ」と損害賠償を求められた！

こんな事態を招いてしまわないために 自社に問題があるのかなのか 問題があるとしたら どこにあるのか を自前でチェックできるようになります。

5. 定 員 12名

6. 受講料 1名 3,000円（税込） 顧問先は1名 無料（2名から3,000円）

7. 特典 小冊子「ストップ！会社の労務トラブル」

8. 申込み方法 下記受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。  
または、[info@suzukey-stone.com](mailto:info@suzukey-stone.com)までメールでお申し込みください。

（会場案内地図をご希望の場合にはご連絡ください。後日FAXでお送りします）。

【お問い合わせ・お申込み先】 鈴木社会保険労務士事務所 担当 鈴木

TEL：03-5345-9727 FAX：03-3389-2961

<鈴木社会保険労務士事務所 行 FAX：03-3389-2961>平成24年 月 日

### 「ストップ！会社の労務トラブル」受講申込書（6/15開催）

会社名		業 種	
所在地	〒	TEL	( )
		FAX	( )
出席者名		役職名	
出席者名		役職名	

\*ご記入いただいた情報は、当該セミナー開催に関する連絡・記録のためにのみ使用いたします。